

# 魚沼民商だより

2018年  
5月 7日  
第2100号

発行 新潟県魚沼市板木  
電話 025(792)3064  
e-mail:umisyo@rose.ocn.ne.jp  
No. 7646 P. 1/1

## 小千谷支部拡大行動 広神支部役員会 大和支部「班長引き継ぎ 会」それぞれ開催される

4月22日(日)に、小千谷支部は総会に向けて拡大行動を実施しました。役員の宮崎新一さん宅に支部役員4名が集合し打ち合わせをしたあと、2組に分かれて8件訪問しました。会員訪問をする中では共済加入を勧め、2件が「検討してみます」との返事。また元会員訪問などをし、商工新聞1部を拡大しました。

統一行動終了のあとは「パンチタームの中で2組のお互いの行動報告をしながら次回の行動に向けて話し合いをしていました。広神支部は18日の夜に役員会を開き3名の役員で拡大行動の相談をしました。日程等が合わずに統一行動日の設定は出来ませんでしたが、「高橋会長から総会に向けて頑張ろうと電話で連絡があった」「元読者の〇〇さんにまた声をかけてみる」など、それぞれ具体的な名前があがっていました。これから足を踏み出していくます。

大和支部では同じく18日、班長引き継ぎ会が開催され18名が参加し、全商連総会に向けて頑張ろうの声があがりました。

## 総会日程が決まりました

全商連総会に続き新商連総会・魚沼民商総会の日程が決まりました。新商連総会は6月10日(第二日曜日)新潟東映ホテルで開催されます。今年は初めて民商・共済会の同時開催を予定しています。また、魚沼民商総会は7月1日(第一日曜日)です。会場は決まっていませんが、今年は六日町での開催となっています。総会に向けて頑張りましょう。

## 雇用保険手続きにおける マイナンバー記載問題で 新潟労働局と交渉

前回の「民商だより」でも紹介しましたが厚生労働省が今春、雇用保険等の届出に際して(雇用保険の手続きを行う皆様へ)として「今年の5月以降マイナンバーの記載が無い場合は、返戻します」のリーフレット作成配布した内容について、4月23日(月)に県連がマイナンバーの扱いについて新潟労働局と交渉しました。

この3月に全商連は厚生労働省とのヒヤリングを重ね、共産党倉林議員は「本人がマイナンバーを届けていない場合については、当該等届出等を受理することとして差し支えない」との加藤厚労大臣の答弁を引き出し、リーフレットも見直され、再提出をお願いするという内容になっています。

23日の県交渉では、民商から8名が参加しましたが、会場の都合ということで交渉会場には6名に絞られての交渉となりました。労働局からの対応は2名でした。県労働局のマイナンバー記載の対応については、新たに見直されたリーフレットに基づいての対応をするとしました。



新たにリーフレット作成(加筆)  
された主な内容は次の通りです。

(事業主の皆様へ)

本人からマイナンバーの提供を拒否された場合の取り扱いについて  
雇用保険手続きの提出に当たって  
個人番号を記載することは、事業

主においては法令で定められた義務であることを理解いただいた上で、従業員に個人番号の提供を求めていただけのことになりますが、仮にマイナンバーの提供を拒否された場合には、その旨を申し出いただきた上で受理することとしており、個人番号の記載がないことをもって、ハローワークが雇用保険手続きの提出を受理しないということはありません。

と記載されました。

## マイナンバー制度に対する不安

そもそもマイナンバー制度に対しては情報流失に対する懸念や、プライバシーを危険にさらすのではないかなどの国民の不安が広がっているということです。その意味においては、事業主も同じ立場にあると思います。事業主に対する「強い指導」は、従業員に対する締め付けになります。今後のハローワークの対応によっては交渉しなければならない事例も出るのではないかと心配されます。がそのときは、さらに交渉を重ねていく必要があります。

法律相談のお知らせ	
日 時	5月 15日(火) 午後1時より
会 場	民商事務所 大澤 理尋 先生 (新潟中央法律事務所)
相談料	3,000円
※事前の予約制です。 魚沼民商事務所までご連絡ください。	